

需給ひっ迫時の運用ルールの変更について
(案)

需給ひっ迫時の対応として必要となる事項について、非常災害対応本部を設置している場合には、緊急時における迅速な対応の観点から、以下のとおり運用ルールを変更する。

1. 需給ひっ迫時の運用ルールの変更

(1) 取扱い

①需給ひっ迫時の対応として必要となる事項（運用容量拡大、電源Ⅲ・自家発等の焚き増し、電力需要削減、その他需給状況の改善のために必要な対応（※）の指示・要請）について、非常災害対応本部を設置している場合には、理事会によらず、同本部において決定することができる。

（※）需給ひっ迫融通指示、下げ代不足時の余剰融通指示、電源Ⅰの発動要請、連系線のマージンの使用などは事務局権限表によりセンター所長に権限移譲されている

②非常災害対応本部において上記①を決定した場合、重要性の観点から、理事会に事後報告する。

(2) 運用開始日

2023年11月22日

以上